

法令適用事前確認手続（照会書）

令和4年5月31日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿

照会者

中村軽運送

中村一也

住所 下関市大字綾羅木536番地13

照会者代理人 大塚住人行政書士事務所

行政書士 大塚住人

住所 下関市綾羅木新町二丁目7番



下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1、法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2、将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

個人事業主中村軽運送は、家電量販店が販売（その商品を配送設置、配送取付工事費用を含む）した①商品を購入者の希望する場所へ配送設置、配送取付工事を行い、すぐに使用可能な状態することを計画しております。②配送設置、配送取付工事完了後には、購入者へ取扱い説明も行います。③新しく取り付けた商品の代わりに、取外した家電等を引き取って、家電量販店まで配送します。

家電量販店から支払われる費用の名目は、設置費、取付工事費等となっています。

3、当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

【見解】

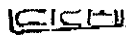
家電量販店から依頼される内容は、家電等を購入されたお客様に対しての付帯サービス費ととらえており、貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

【根拠】

家電量販店からの注文により商品購入者に商品を配送するが、これは家電量販店から商品購入者への販売行為の一環であり、販売行為に付帯する不可分な行為である。家電量販店から支払われる費用は、設置費、取付工事費等となっており、いわゆる運賃は受領しない。

4、公表の延期の希望（希望する場合のみ）

延期を希望しない。



5、連絡先

照会者代理人 大塚住人行政書士事務所

行政書士 大塚住人

住所 下関市綾羅木新町二丁目7番6

電話 083-250-6647

FAX 083-250-6646

sumito@msh.biglobe.ne.jp